

全国統一防火標語

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

秋の火災予防運動 10月15日～31日

【問合せ先】消防署消防係 ☎②3499

消防署では火災の発生しやすいこの時期に「秋の火災予防運動」を実施します。お出掛け前、お休み前には、もう一度火の元を点検しましょう。

暖房器具の点検をしましょう

春から秋にかけて未使用だった煙突やストーブの周りに、燃えやすい物が置いたままになっていませんか？使用前にもう1度、ストーブ本体や周囲の点検をしましょう。

▶ ゴムホースにひび割れや接合部にゆるみがありませんか。

▶ 煙突の固定や差し込みは完全ですか。

古くなった石油ストーブは、点火不良や不完全燃焼を起こす恐れがあるので、使用前に専門業者の点検を受けましょう。



ガスコンロに気を付けて!!

ガスコンロからの火災の多くは、使用中にその場を離れたことにより発生しています。調理中はその場を離れず、離れるときは必ず火を消しましょう。



サイレンを合図に火の元点検

秋の火災予防運動期間中、毎晩8時にサイレンを鳴らします。このサイレンを合図に各家庭で今一度火の元の点検をしましょう。

住宅用火災警報器の早期設置を

平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

火災から自分自身や大切な家族を守るためにも、まだ設置されていない家庭は早急に設置しましょう。

住宅用火災警報器を購入・設置された方は消防署までご連絡ください。

平成25年度

浄化槽設置希望者の募集

【申込・問合せ先】

市民生活課環境衛生係 ☎②3189

下水道への接続が今後見込めない地域(三笠市下水道処理計画区域外)における生活排水処理対策の一環として、浄化槽の設置費用の一部を補助します。浄化槽は、地域の環境保全と快適な生活を守るために必要な設備です。浄化槽を設置して快適な環境をつくりましょう。

【対象者】今後、下水道の接続が見込めない地域にお住まいで、次の条件をすべて満たしている方

▶ 平成25年度4月以降に10人槽以下の浄化槽設置を予定している方

▶ 住宅や土地を賃借している場合は、所有者の承諾を得られる方

▶ 税金などの滞納がない方

【対象にならない方】

▶ すでに設置済みの浄化槽は対象になりません。

▶ 店舗・事務所など住宅以外は対象になりません。

【補助限度額】

5人槽～812,000円、7人槽～901,000円、10人槽～1,048,000円

※国の制度の変更などで補助限度額が変更になる場合があります。また、水洗化工事・排水設備工事などに伴う費用については自己負担となります。

【申込方法】設置場所や住宅の延べ床面積が確認できる資料を持参の上、平成24年10月31日(木)までにお申し込みください。

※申し込み多数の場合は抽選となります。

補助の対象範囲と自己負担の区分

